

新たな財産が発覚した場合 の遺産分割協議

1. 相続財産の調査

相続人の中で相続財産を分割するためには、亡くなられた方の財産がどのくらいの額であるかをできるだけ正確に把握しなければなりません。

遺産分割協議でまず最初に進めたいのは相続財産調査です。

生前に被相続人が、財産を明確に書き残しているか、相続人が介護・同居などを通して財産を把握している場合はよいのですが、遠方に住んでいる相続人代表者等は把握していない場合が多いと思います。

主な相続財産の調査は以下の財産を対象に行います。

①～③はプラス財産、④はマイナス財産となります。

- ① 預貯金等（預貯金・現金）
- ② 有価証券（株式・債権・投資信託等）
- ③ 不動産（土地・家屋）
- ④ 負債

2. 相続財産の調査方法

(1) 預貯金の確認方法

金庫、タンス、仏壇などに通帳や現金がしまっているか確認をします。

次に金融機関から被相続人宛ての郵便物がに残っている場合等を調べます。さらに近くの金融機関や取引があった可能性が高い金融機関等を調査対象に含めた方が良いでしょう。

これら金融機関を対象に、被相続人の預貯金の有無及び残高証明の発行を依頼することによって、判明することとなります。

金融機関によって、「取引店・口座番号等開示依頼書」等様式が異なります。

調査対象の日付は、相続開始日（亡くなった日）とします。

(2) 有価証券（株式・債権・投資信託等）の確認方法

上場株式・上場投資信託等の有価証券は、通常、証券会社を通して購入され、証券会社に開設された口座にて管理されています。証券会社は投資家に対し、定期的に「取引報告書」を送付しているため、自宅に、株主宛てに送られてきた郵便物がないか探してみましよう。銀行の通帳の履歴をたどってみることも方法の一つです。配当金の入金や証券口座との入出金の記録がないかを調べてみてください。

被相続人名義の証券口座のある証券会社と支店を特定することができれば、そこへ問い合わせ、相続発生日における「取引残高報告書」（「残高証明書」）の発行を請求できます。

(3) 不動産の確認方法

市町村で「固定資産記載事項証明書」申請において、被相続人の所有する不動産の「全資産」を指定し、その一覧表をもとに不動産を確認します。

複数の市町村に保有不動産がある場合は、各市町村で取得が必要です。

農地については、農家台帳閲覧申請により確認します。

さらに上記の資料を基に、不動産登記簿（全部事項証明書）を取得し、名義人や抵当権設定等の有無を確認します。

(4) 借入金の調査方法

消費者金融や信販会社からの借り入れがある場合、遺品から「契約書」・「利用明細」・「キャッシュカード」などが見つかるかもしれませんが。被相続人宛ての督促状が届くこともあります。

また銀行やクレジット会社からの借り入れがある場合、毎月指定の口座から引き落とされていることがほとんどですので、通帳の履歴から確認できるでしょう。

遺品を調査し、借り入れの事実が判明できたなら、もっと正確に借り入れの状況を把握する方法があります。

銀行やクレジット会社、消費者金融などは、信用情報機関に加盟し、債務者の信用情報を一括して共有・管理しています。

本人や相続人であれば、信用情報の開示請求を行うことができます。

《相続財産における負債について》

プラスの相続財産から相続時における負債のマイナス財産を控除することができます。税法上認められている負債は以下のとおりです。

① 負債

相続開始の時に、被相続人がまだ支払っていなかったマイホームのローンやクレジットの残高、税金、入院費用などの債務のほか、お通夜やお葬式の費用も「債務控除」といって、相続財産の価額から差し引くことができます。

② 負債として認められない費用

- ・ 香典返しのためにかかった費用
- ・ 墓石や墓地の買入れのためにかかった費用や墓地を借りるためにかかった費用
- ・ 初七日や法事などのためにかかった費用
- ・ 永代供養等の費用
- ・ 相続手続に関する費用等

3. 遺産分割協議後に見つかった新たな相続財産

これまでの相続財産の調査をもとに遺産分割を行った後に、新たな財産が見るかることもあります。

このような場合、原則的には遺産分割をやり直す必要はありません。新たな遺産と以前から判明していた遺産が別個のもので関連性がなければ、以前の遺産分割に影響はなく無効にする必要性がないからです。

新たな遺産について相続人たちがあらためて話し合い、新たな遺産の分割方法のみを決めれば良いことになります。

ただ、新たな遺産の分け方について合意できなければその遺産を巡ってトラブルになる可能性があります。

(1) 遺産分割協議をやり直すべき場合

① 新たに見つかった遺産が遺産分割に影響する場合

新たに発見され遺産の価値が高く「もしもその遺産が当初から判明していれば、相続人は以前にしたような方法で遺産分割をしなかった」と言える場合は、相続人が錯誤無効を主張して遺産分割の効果を失わせることが可能です。

この場合、新たな遺産を含めて全部の遺産について再度遺産分割のやり直しとなりますので注意が必要です。

② 相続人が遺産を隠していた場合

このような場合、他の相続人から「詐欺取消」や「錯誤無効」を主張できます。

これら他の相続人が納得しなければ、遺産分割は無効となり、全部についてやり直しが必要となります。

4. トラブルを避けるためには

(1) しっかりと財産調査をする

まずは漏れの無いようにしっかりと財産調査を行いましょう。
財産調査が不十分で後から遺産が出てきたら「誰が取得するか」という問題が発生してしまうからです。

不動産、預貯金、株式、現金その他の動産、さらには負債も含めて確実に調べます。

(2) 新たに遺産が出てきたときの対処法について合意しておく

遺産分割協議をするとき「万一後から新たな遺産が出てきたらどのように対処するか」を決めておく方法も有効です。

例えば

① 新たな遺産が出てきたら相続人〇〇が取得する

- ・ メリット：新たな財産発見時に争いとなりにくい
- ・ デメリット：当初の遺産分割協議がまとまりにくい

- ② 新たな遺産が出てきたらその部分だけ速やかに再協議して分ける
 - ・ 公平感があるため当初の遺産分割協議は成立しやすい
 - ・ 新たな財産発見時にトラブルの可能性はある
- ③ 新たな財産について取得割合を決めておく。
 - ・ 取得割合が法定相続分であれば納得感があるため当初の遺産分割が成立しやすい。
 - ・ 新たな財産が不動産の場合、共有となるため複雑となる。
- ④ 新たな財産の価格が〇〇万円以下であれば〇〇が取得する。〇〇万円以上であれば再協議する。
 - ・ 金額による分割のため納得感があるため当初の遺産分割が成立しやすい。
 - ・ 金銭以外の不動産などの評価でトラブルの可能性はある。